

地方財政論

第1回

佐藤主光(もとひろ)

成績評価

- 期末試験(60%)とレポート(40%)による
- レポート課題は12月
- 期末試験は最終週
- テキスト: 地方財政論入門(新世社)

自己紹介

- 1969年秋田県秋田市生まれ
- 1992年一橋大学経済学部卒業
- 1998年クイーンズ大学(カナダ)博士号取得
- 1999年一橋大学専任講師⇒2009年から同大学教授

- 学術研究の他、政府・自治体の仕事を歴任
 - 財務省財政制度等審議会、内閣府PFI推進委員会、規制改革推進会議 内閣
官房行政改革本部行政事業レビュー評価員、東京都税制調査会など

- 日本経済学会石川賞(2019年)受賞

ふるさと納税

ふるさと納税の課題

- 「理念」とは異なる「帰結」
 - 返礼品の実態は官製通販・「悪い地域間競争」
 - ふるさと納税は不公平（高所得者に多くの恩恵）
 - 自治体の安定的なサポーター作りにならない
 - 返礼品需要に依存した地方創生は長続きしない
 - 返礼品は日本の寄附文化にも悪影響

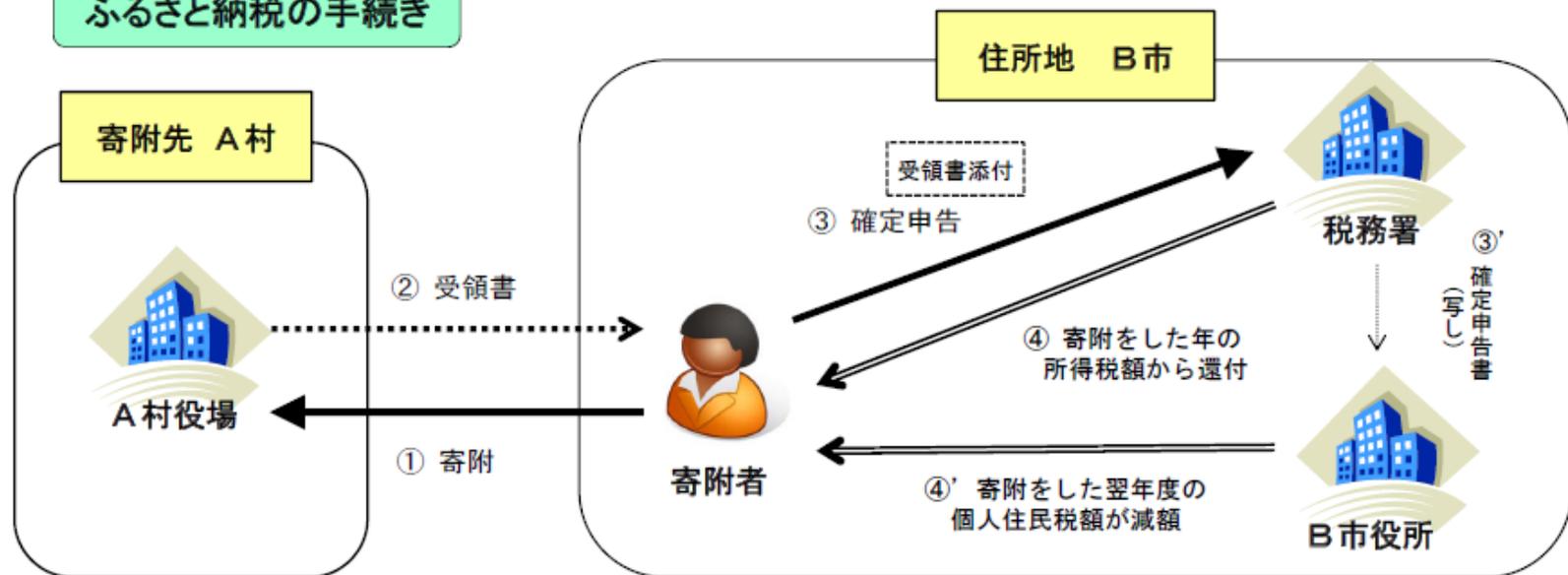
ふるさと納税

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

制度の概要

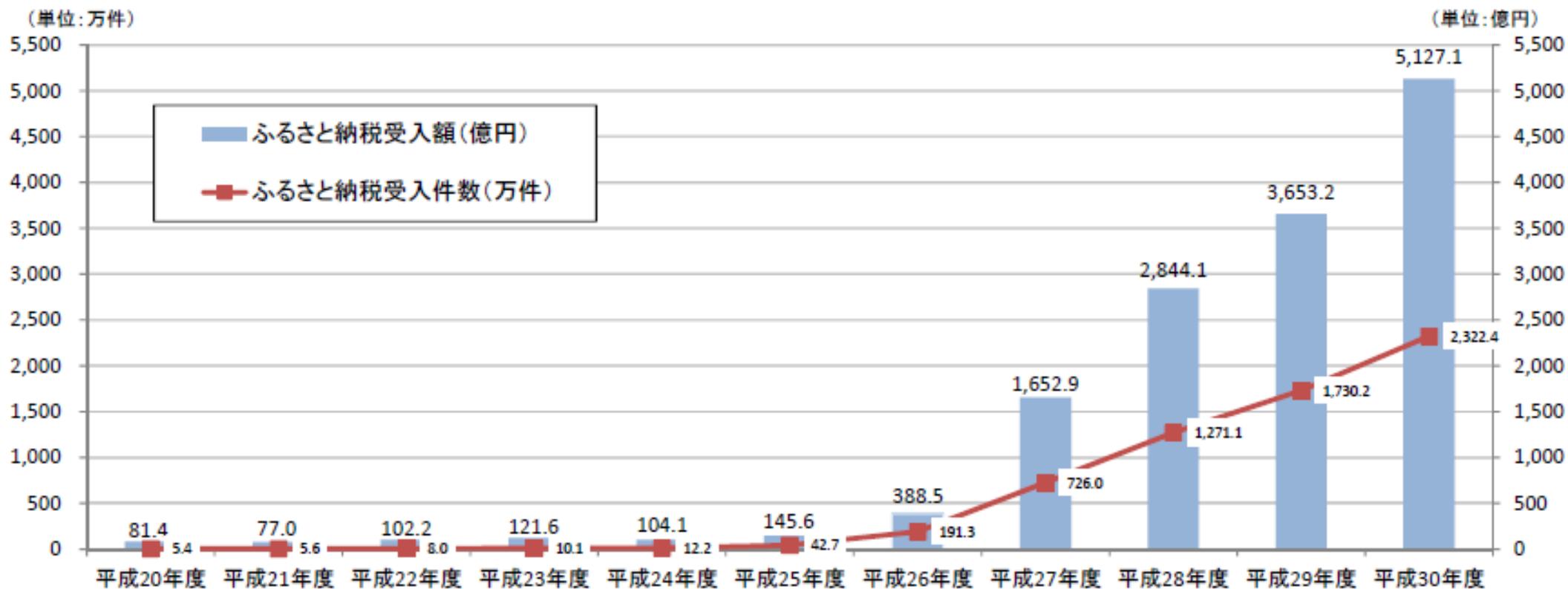
- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

ふるさと納税の手続き



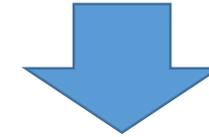
ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 平成30年度の実績は、約5,127億円(対前年度比:約1.4倍)、約2,322万件(同:約1.34倍)。



返礼品＝官製通販

うなぎが2千円？⇒残りは誰が負担??



- 実質2千円の自己負担で寄附(ふるさと納税)した自治体から返礼品を受け取ることができる
- 例:A市に居住している個人がB町に1万円を寄付して5千円分の返礼品
 - 自己負担＝2千円
 - B町の収入＝1万円－5千円＝5千円
 - 返礼品業者の利益＝5千円
 - A市の税収減＝1万円－2千円＝8千円

志布志市
SHIBUSHI CITY

志あふれるまち 志布志市
志布志県
ふるさと納税

SHIBUSHI
KAGOSHIMA, JAPAN

志

和牛
日本一*

実質自己負担2,000円で
極上の逸品を。

※平成29年度全国和牛能力共進会

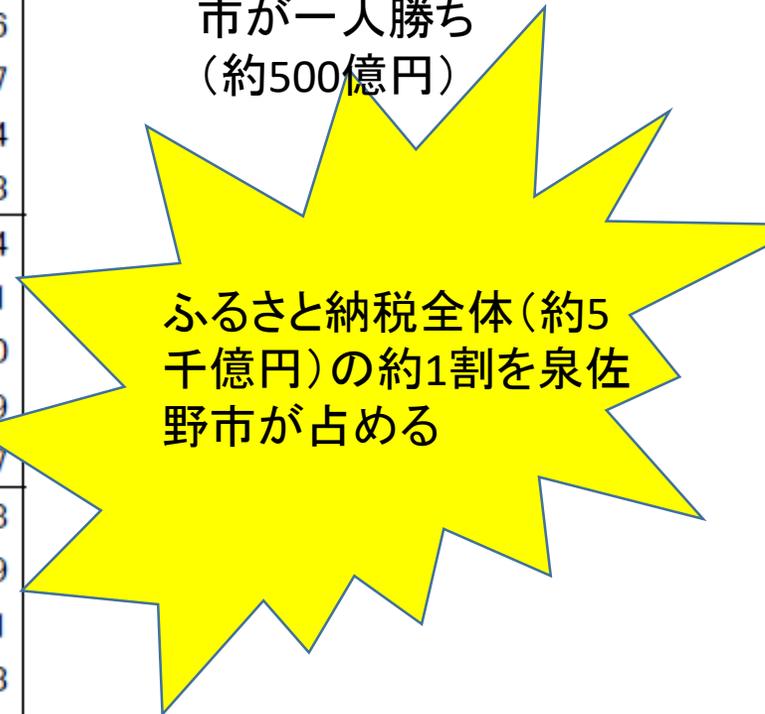
ふるさと納税受入額

(単位:百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
大阪府	泉佐野市	49,753	2,502,250
静岡県	小山町	25,063	296,293
和歌山県	高野町	19,637	141,155
佐賀県	みやき町	16,834	227,850
宮崎県	都農町	9,627	585,450
宮崎県	都城市	9,562	638,544
大阪府	熊取町	7,640	68,386
茨城県	境町	6,083	180,007
北海道	森町	5,909	498,334
佐賀県	上峰町	5,318	303,083
和歌山県	湯浅町	5,038	400,384
北海道	根室市	4,957	314,041
福岡県	行橋市	4,449	47,820
岐阜県	七宗町	3,769	116,289
高知県	奈半利町	3,746	265,977
福岡県	上毛町	3,702	326,938
北海道	八雲町	3,681	316,739
山形県	寒河江市	3,511	157,591
佐賀県	唐津市	3,443	305,223
鹿児島県	志布志市	3,271	164,295

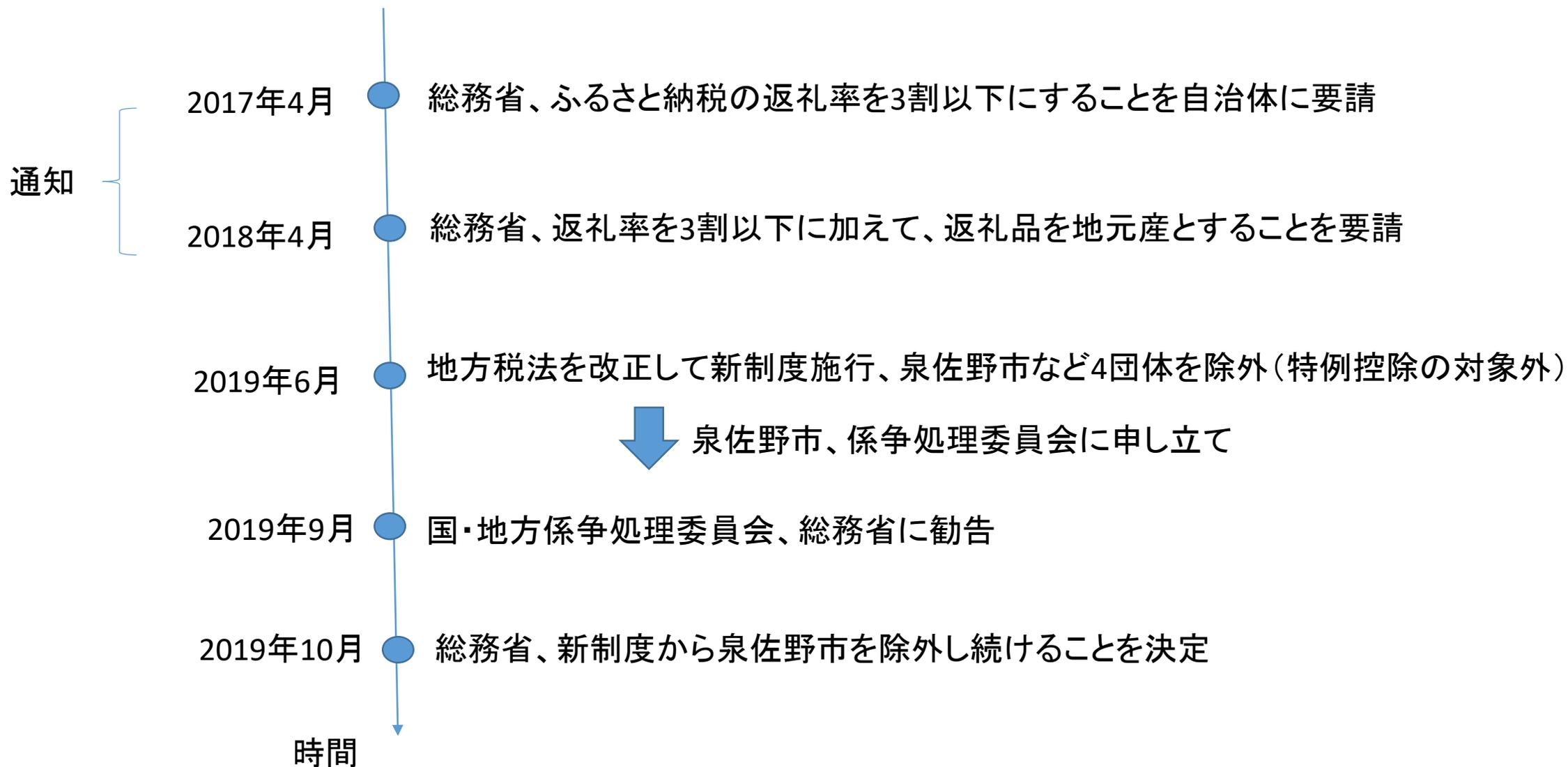


高額な返礼品を多く用意していた泉佐野市が一人勝ち(約500億円)



ふるさと納税全体(約5千億円)の約1割を泉佐野市が占める

ふるさと納税を巡る動き



ふるさと納税制度の見直し（案）

- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

総務省通知

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号、以下「平成 29 年通知」という。）を発出し、制度の趣旨に沿った責任を果たすよう求めました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、**返礼品は寄附とは「別行為」としてこれまでは整理...** 適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいております。各地方団体においては、引き続き、平成 29 年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、**返礼割合が 3 割を超えるものを返礼品**としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

平成 30 年 4 月 1 日

ふるさと納税見直しに反論 返礼品1千種類の泉佐野市長

朝日新聞 9/28(金)

- 総務省がふるさと納税で「過度な返礼品」を送っている自治体を制度の対象外にする検討を始めたことに対し、昨年度、全国1位の135億円を集めた大阪府泉佐野市は28日、東京都内で記者会見を開き、「総務省が独断で決めるものではなく、幅広く議論すべきだ」とする千代松大耕(ちよまつひろやす)市長のコメントを発表した。
- 泉佐野市は1千種類の返礼品を用意し、寄付額に対する返礼割合は40～45%程度という。他県産の肉やウナギなどのほか、市域にある関西空港を拠点にする格安航空会社ピーチ・アビエーションで利用できるポイントが人気を集める。
- 総務省は返礼品を地場産品に限り、返礼割合を3割以下に抑えるよう、再三通知。野田聖子総務相は今月11日の記者会見で泉佐野市を名指しし、「一日も早く見直しを」と述べていた。



ふるさと納税から除外される地元事業者・雇用を守るために…

泉佐野史上、 最大で最後の 大キャンペーン!

5/31
まで!

6月1日から始まるふるさと納税の
新制度において、泉佐野市は除外

「地場産品問題」体感コース……………返礼品(返礼率30%) + Amazonギフト券30%

「経費50%問題」体感コース……………返礼品(返礼率20%) + Amazonギフト券40%

「ポータルサイト手数料問題」体感コース……………返礼品(返礼率50%) + Amazonギフト券20%

駆け込みでふるさと納税集め

<HELP 泉佐野! >

泉佐野史上、最大で最後の大
キャンペーン!

～ふるさと納税から除外される
地元事業者・雇用を守るために
…～

Amazonギフト券最大40%をプレ
ゼント!

ふるさと納税「除外再検討」勧告

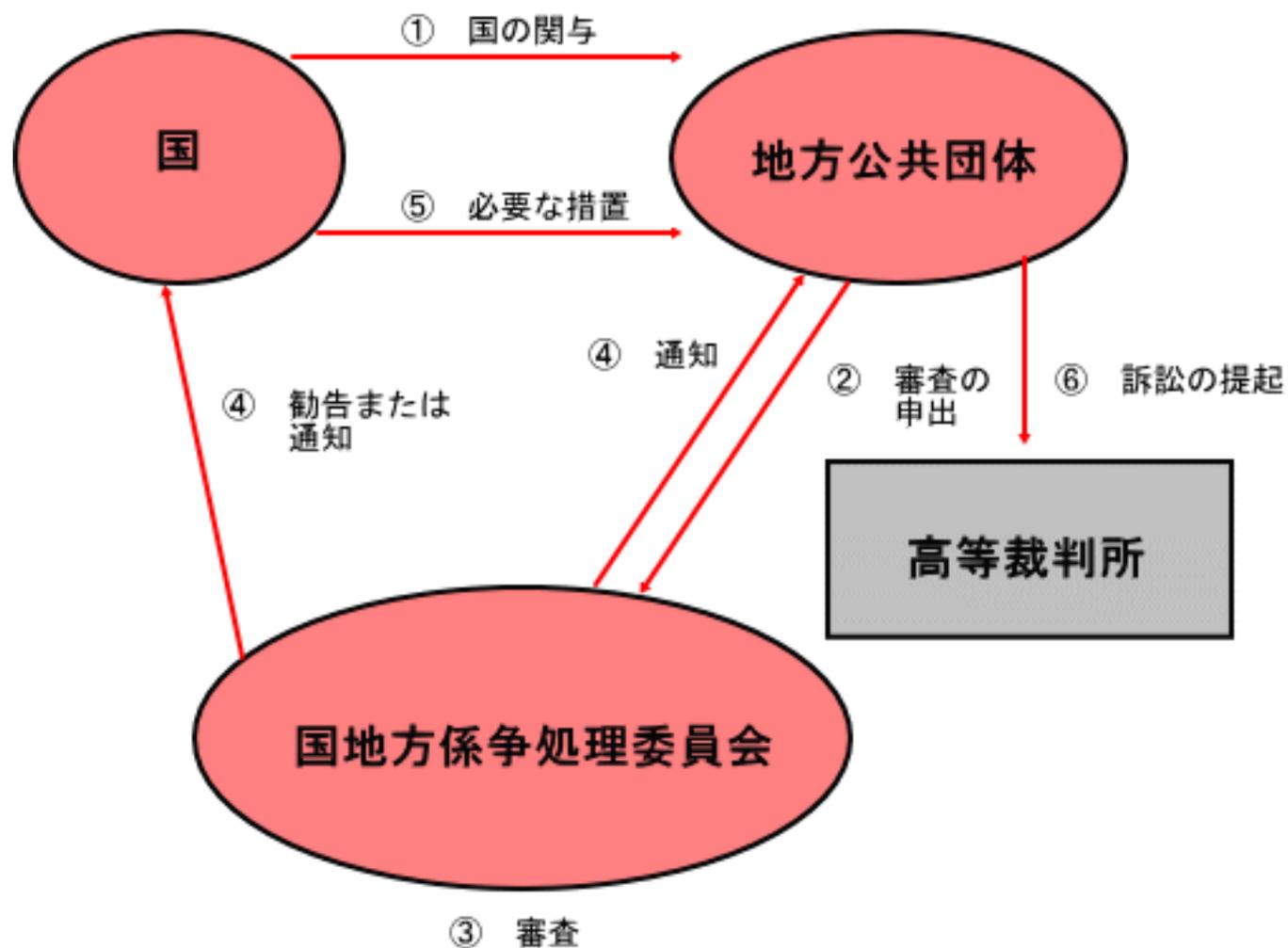
- 6月からのふるさと納税新制度を巡り、総務省の第三者機関である「国地方係争処理委員会」が大阪府泉佐野市の参加を再検討するよう総務相に勧告することを決めた。
- ふるさと納税の新制度は6月1日施行の改正地方税法を根拠に、返礼品を寄付額の3割以下の地場産品に規制している。同市は改正法施行前にこの規制に従わなかったとして新制度から除外され、「法の遡及適用は認められない」(千代松大耕市長)などと主張してきた。係争委は泉佐野市の主張を全面的に認めたわけではないが、総務省が法に基づくルールを遡って適用し、新制度から除外したことを問題視した。

日本経済新聞2019年9月2日

法的なポイント……

返礼率3割、返礼品を地元産に限定することを求めた「**通知**」に従わなかったことを理由に「**告知**」でもって遡及して新制度(2019年6月～)から除外できるか？

参考：国・地方係争処理委員会



地方税法

(寄附金税額控除)

第三十七条の二

・・・特例控除対象寄附金とは、・・・都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準・・・を提供する場合には・・・総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、**総務大臣が定める基準に適合**するものであること。



告示に委任

告示第2条第3項

三 **平成三十年十一月一日**から法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書を提出する日までの間に、前条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

告示の適用
は2019年
6月から

参考：国の法律・規制の体系

拘束力あり	法律	曖昧に考え方を決めるもの。 大枠で理解する。
	施行令	法律が曖昧なので、詳しく決めている。
	施行規則	施行令よりもさらに詳しく決めている。
	告示	技術的な部分を補う。（基準値等）
なし	通知・通達	行政同士のやり取り。

地方税法第三十七條の二

告示第2条第3号

拘束力のない通知を遡及

どこまで委任できるのか？

ふるさと納税、泉佐野市の除外継続 総務省方針

10月4日までに通知、法廷闘争の可能性

- 総務省はふるさと納税制度からの大阪府泉佐野市の除外を継続する方針を固めた。泉佐野市を6月に除外した判断について国地方係争処理委員会から再検討を勧告されていた。過度な返礼品で多額の寄付を集めた泉佐野市の参加を認めれば、節度をもって寄付集めをしてきた多くの自治体の理解を得られず、制度の存続に支障が出ると判断した。
- 再検討の期限である10月4日までに泉佐野市に通知する。泉佐野市は高裁に提訴することができるため、法廷闘争に発展する可能性がある。
- ふるさと納税は過度な返礼品による多額の寄付集めが問題となっていた。泉佐野市の寄付集めは突出しており、6月からのふるさと納税新制度に参加を申し出た4月以降もアマゾンギフト券などの提供をやめなかった。

第2 告示第2条第3号について(本件不指定理由②について)

告示第2条第3号は、法が総務大臣に委任する範囲内にあり、また、地方自治法にも抵触せず、適法である。

泉佐野市は、総務大臣が適法に規定した告示第2条第3号に該当しないことから、本件不指定理由②については、判断を維持する。

1 告示第2条第3号の適法性について

(1) 法第37条の2第2項柱書による委任の範囲

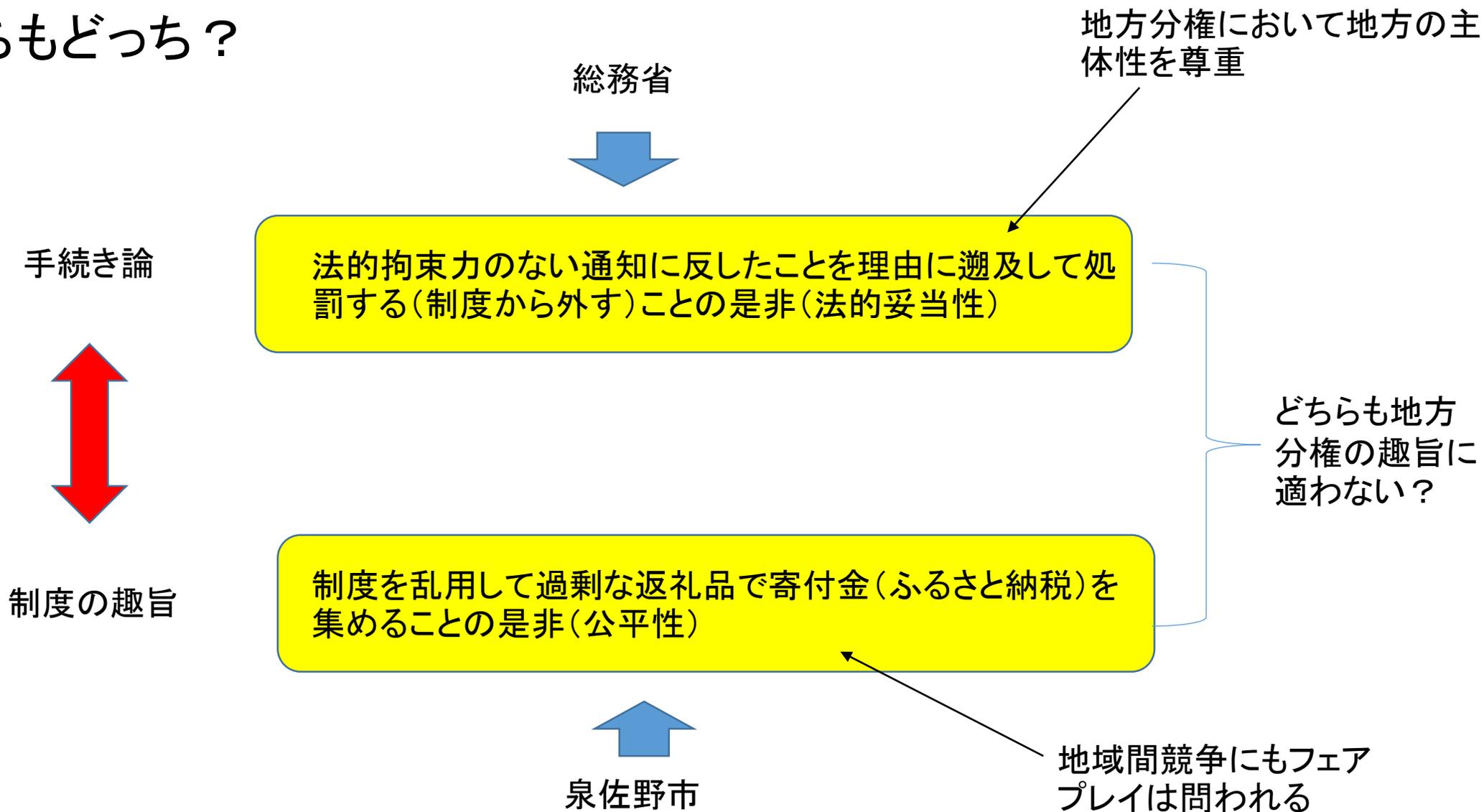
- ・ 改正後の地方税法の規定は、立法経過や改正法の趣旨・文理解釈から、特例控除の優遇に値する寄附金の対象として相応しい地方団体の「適格性審査基準」を定めることを総務大臣に委任したものである。
- ・ いかなる地方団体に適格性を付与すべきかは、ふるさと納税制度の運用状況や税制としての他の制度との整合性等を踏まえた上での政策的・専門技術的考察が不可欠であるため、総務大臣には、基準策定に当たって、政策的・専門技術的裁量が認められている。このことは、法の文理解釈からも明らかである。
- ・ 適格性を有する地方団体を指定するために、客観的な事実に基づいて判断することは当然であり、その基準策定において、地方団体のこれまでの募集方法など過去の事実関係を基準の一つとすることは、許容されるべきである。このことは、他の法令における類例や、立法経過からも明らかである。

判官鼻眞？

- ふるさと納税の新たな制度を巡って、総務省が大阪府泉佐野市を引き続き対象から除外すると決定した。第三者機関である「国地方係争処理委員会」が、同省の対応を違法の恐れがあると指摘した勧告を事実上、無視した形だ。係争委の勧告を拒絶するような今回の決定には、強い違和感を覚える。……一部自治体を新制度の対象から外したのは、通知に従わなかった自治体への懲罰の色が濃い。地方自治体を国より下に見て監督するという姿勢を改めることが、まずはこの省庁には必要ではないか。(河北新報社説(2019年10月13日))
- 東京都の小池百合子知事は4日の記者会見で、総務省によるふるさと納税制度からの大阪府泉佐野市の除外の継続を「驚きを持って受け止めた」と述べた。総務省は同市の返礼品のあり方を問題視し、3日に除外の継続を発表した。知事は第三者機関である国地方係争処理委員会が除外の再検討を勧告したものの、同省が除外を継続したことに疑問を呈した。(日本経済新聞(2019年10月4日))

□ 敵(=総務省)の敵(=泉佐野市)は味方？

どっちもどっち？



泉佐野市、ふるさと納税巡り国提訴 除外取り消し求め

- 大阪府泉佐野市は1日午前、総務省が同市をふるさと納税の新制度から除外した決定の取り消しを求め、高市早苗総務相を相手取って大阪高裁に提訴した。ふるさと納税を巡る国と自治体の対立は異例の法廷闘争に至った。
- 高市総務相は1日の閣議後の記者会見で「ごく少数の地方団体が趣旨に沿わない募集を継続し法改正が必要な事態に至った」と新制度の正当性を主張。提訴について「訴状が届いたら内容を精査したうえで、総務省としての主張をしっかりと述べる」と強調した。
- 一方、同日に記者会見した泉佐野市の阪上博則理事は「高裁で負けたら最高裁まで争う」と語った。

日本経済新聞(2019年11月1日)

ふるさと納税の理念

ふるさと納税ポータルサイトより

- 第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
 - それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
- 第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。
 - それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
- 第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。
 - それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

参考: 経済学の視点

- 規範(あるべき政策)と実証(現実の政策)の区別

交付税	規範	「地方団体が自主的に・・・財源の均衡化を図り・・・地方行財政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資する・・・」(地方交付税法第一条)
	実態	国の政策誘導(公共事業)、地方の財政規律の弛緩
公共事業	規範	社会資本の整備、マクロ経済安定化(景気対策)、地方(圏)の生産性・生活水準の向上
	実態	地方(圏)へのばら撒き、地方の公共事業依存体質の助長

⇒現実を実証的に分析し、規範的に評価する

◆規範と実証の(意図的)混乱＝現実の政策をその規範的な目的を理由に正当化⇒理念先行的な政策論

○ 各地方団体の返礼品の送付の有無は、下記のとおり。

		昨年度結果
返礼品を送付している	1,684団体(94.2%)	1,618団体
返礼品を送付していない	104団体(5.8%)	168団体

○ 返礼品を送付していない地方団体における検討状況は、下記のとおり。

今後の返礼品送付を検討中	43団体(2.4%)
現時点では、返礼品の送付は検討していない	61団体(3.4%)

返礼割合実質3割超の返礼品を送付している団体 (11月1日時点調査結果に一部団体を追加)

北海道	森町、八雲町、愛別町、羅臼町	兵庫県	市川町、上郡町
宮城県	多賀城市	和歌山県	御坊市、高野町
秋田県	横手市	広島県	安芸太田町
茨城県	つくばみらい市	山口県	柳井市
群馬県	富岡市	徳島県	佐那河内村
東京都	奥多摩町	香川県	多度津町、直島町
新潟県	三条市、加茂市、阿賀町	福岡県	直方市、中間市、添田町、大刀洗町、川崎町、赤村、福智町、上毛町
石川県	志賀町	佐賀県	小城市、みやき町
長野県	小谷村	長崎県	松浦市
岐阜県	養老町	熊本県	玉東町
静岡県	下田市、南伊豆町、小山町	大分県	竹田市
愛知県	幸田町	宮崎県	川南町
滋賀県	湖南市	鹿児島県	枕崎市、南さつま市
京都府	亀岡市、宇治市	沖縄県	多良間村
大阪府	岸和田市、泉佐野市、河内長野市、箕面市	合計	52団体

※ 赤字の団体は、12月20日～25日にかけて都道府県を通じて各市町村に対して調査した結果、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、実質的に返礼割合が3割を超えることが判明した団体(計30団体)

地場産品以外の返礼品を送付している団体（11月1日時点調査結果に一部団体を追加）

北海道	<u>森町</u> 、 <u>八雲町</u> 、 <u>愛別町</u> 、 <u>羅臼町</u>	奈良県	生駒市、川西町、高取町
宮城県	多賀城市	和歌山県	<u>御坊市</u> 、高野町
山形県	<u>大石田町</u>	島根県	浜田市、飯南町
福島県	中島村	広島県	<u>安芸太田町</u>
群馬県	<u>富岡市</u> 、甘楽町、千代田町	山口県	<u>柳井市</u> 、周防大島町
埼玉県	新座市、八潮市	徳島県	鳴門市、 <u>佐那河内村</u>
東京都	中野区、立川市、国分寺市、武蔵村山市	香川県	丸亀市、琴平町、 <u>多度津町</u>
新潟県	三条市、 <u>阿賀町</u>	愛媛県	新居浜市、鬼北町
石川県	羽咋市	高知県	奈半利町
長野県	諏訪市、塩尻市、辰野町、売木村、 <u>小谷村</u>	福岡県	飯塚市、行橋市、 <u>大刀洗町</u> 、 <u>川崎町</u> 、福智町、上毛町
岐阜県	美濃加茂市、可児市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、 <u>養老町</u> 、輪之内町、七宗町、東白川村	佐賀県	武雄市、上峰町、 <u>みやき町</u>
静岡県	湖西市、 <u>下田市</u> 、 <u>南伊豆町</u>	長崎県	<u>松浦市</u>
愛知県	岡崎市、春日井市、蒲郡市、小牧市、清須市、豊山町、扶桑町、蟹江町、東浦町、 <u>幸田町</u>	熊本県	<u>玉東町</u>
滋賀県	<u>湖南市</u>	大分県	<u>竹田市</u> 、玖珠町
京都府	<u>亀岡市</u>	宮崎県	新富町、 <u>川南町</u>
大阪府	堺市、高槻市、守口市、茨木市、 <u>泉佐野市</u> 、 <u>河内長野市</u> 、松原市、柏原市、交野市、千早赤阪村	鹿児島県	<u>枕崎市</u> 、東串良町
兵庫県	<u>市川町</u> 、 <u>上郡町</u>	沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、多良間村
		合計	100団体

※ 赤字の団体は、12月20日～25日にかけて都道府県を通じて各市町村に対して調査した結果、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、地場産品以外の返礼品を送付していることが判明した団体（計31団体）

※ 下線の団体は、「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果」（平成30年11月1日時点）に掲載されておらず、今回新たに追加された団体（計27団体）

[ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について（平成30年12月27日公表）](#)

ふるさと納税が増加した理由

- ふるさと納税の受入額及び受入件数が増加した主な理由として、「用途、事業内容の充実」及び「震災・災害への支援」と回答した団体が大きく増加。

		昨年度結果
返礼品の充実	1,021団体(57.1%)	1,017団体
ふるさと納税の普及、定着	1,020団体(57.0%)	999団体
収納環境の整備(クレジット納付、電子申請の受付等)	747団体(41.8%)	766団体
HP等の広報の充実	580団体(32.4%)	588団体
平成27年度における制度拡充(ふるさと納税枠の倍増、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設)	538団体(30.1%)	791団体
用途、事業内容の充実	169団体(9.5%)	122団体
震災・災害への支援	90団体(5.0%)	42団体

返礼品競争＝囚人のジレンマ

		自治体B	
		返礼品	
自治体A	返礼品	適正水準(返礼率3割以下等)	豪華な返礼品
	返礼品	適正水準 (10, 10) =(Aの利得、Bの利得)	豪華な返礼品 (0, 15)
	豪華な返礼品	(15, 0)	(5, 5) = 均衡



強いられた競争・・・

止められない返礼品……

- 返礼品のルールを守る道を選んだ自治体の一つ、福島県広野町では寄付額が激減していた。
- 2015年から3万円以上の寄付で地元でとれた特別なコシヒカリ30キロなどの返礼品を送っていた広野町。寄付に対する返礼品の割合は5割を超え、限定1000個の返礼品はすべてなくなっていた。
- しかし、最初に総務省から、返礼品ルール3割の通達が出された2017年。寄付額に対する返礼品の割合を下げるため、同じ3万円の寄付で、返礼品を米40キロに減らしたところ、寄付がわずか95件
- これでは寄付が集まらないと再び寄付に対する返礼品の割合を上げ、寄付1万円で米20キロとしたところ、寄付は一気に1600件を超えた。
- しかし、現在は返礼品ルールに従い、返礼品の割合を3割以下に下げたところ、再び寄付が大幅に減少しているという。
FNNプライムニュース(2019年2月26日)

参考：良い競争と悪い競争

相手を出し抜いて利益を得ることは創意工夫ではない！

競争のタイプ	特徴	具体例
良い競争	切磋琢磨型	<ul style="list-style-type: none">・規律づけ(効率化)・地域振興策の「アイデア合戦」=ふるさと納税の狙い・新興企業・産業の育成
悪い競争	ゼロ・サムゲーム型	<ul style="list-style-type: none">・補助金の陳情合戦・既存企業の誘致合戦・返礼品競争=ふるさと納税の実態

ふるさと納税使い切れず 除外の4市町、基金急増

- ふるさと納税で多額の寄付を集めた自治体で、貯金にあたる基金が増えている。過度な返礼品を理由に制度から除外された4市町は特に顕著で、大阪府泉佐野市の2018年度末の残高は1年前の2.7倍の287億円に急増した。財政規模に照らして巨額の寄付を使い切れていない現状が浮き彫りになった。

日本経済新聞(2019年10月24日)



使途がないまま寄付金集め？

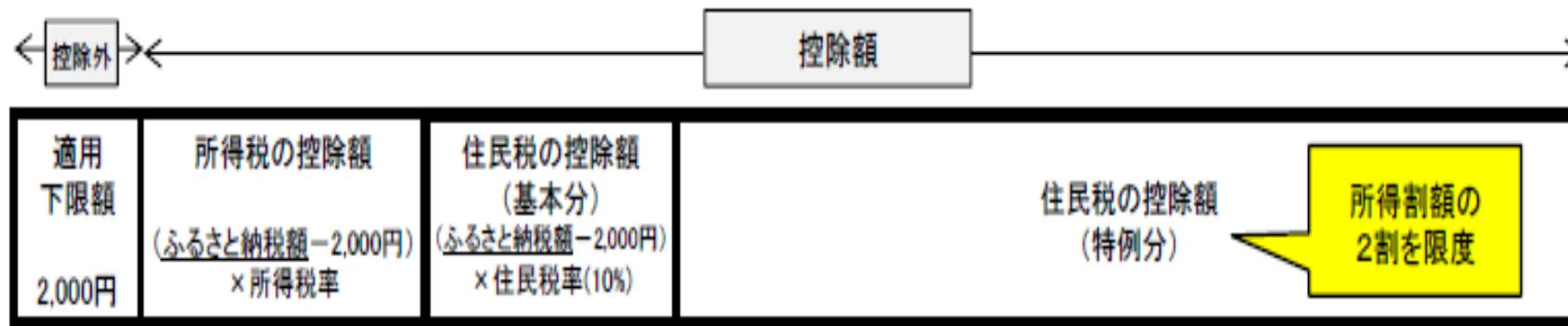
- 特定目的基金＝大型公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積み上げたもの。自治体が条例で設置
- 財政調整基金＝自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金
- 減債基金＝債券の償還にそなえて、債券を発行しているうちから一定の金額を積立てるもの
出所:「コトバンク」

ふるさと納税は不公平？

- 納税額の多い高所得者ほどふるさと納税の特例控除枠が活用できる

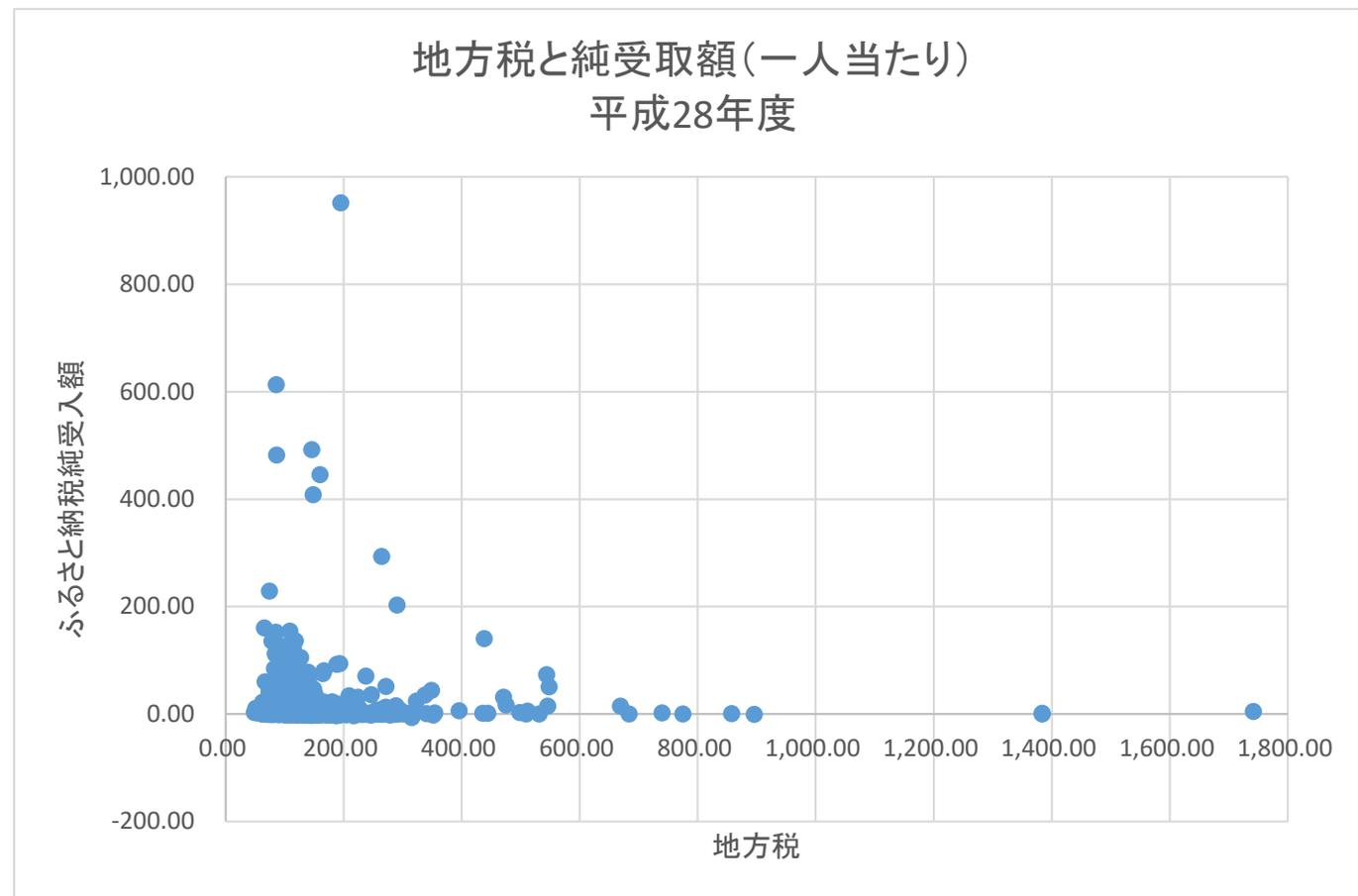
2千円で返礼品を受け取れる

給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成		
	独身又は共働き	共働き+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	7,000円
350万円	34,000円	26,000円	13,000円
500万円	61,000円	49,000円	36,000円
700万円	108,000円	86,000円	75,000円
800万円	129,000円	120,000円	107,000円
1000万円	176,000円	166,000円	153,000円
1500万円	389,000円	377,000円	361,000円
2000万円	564,000円	552,000円	536,000円
2500万円	849,000円	835,000円	817,000円



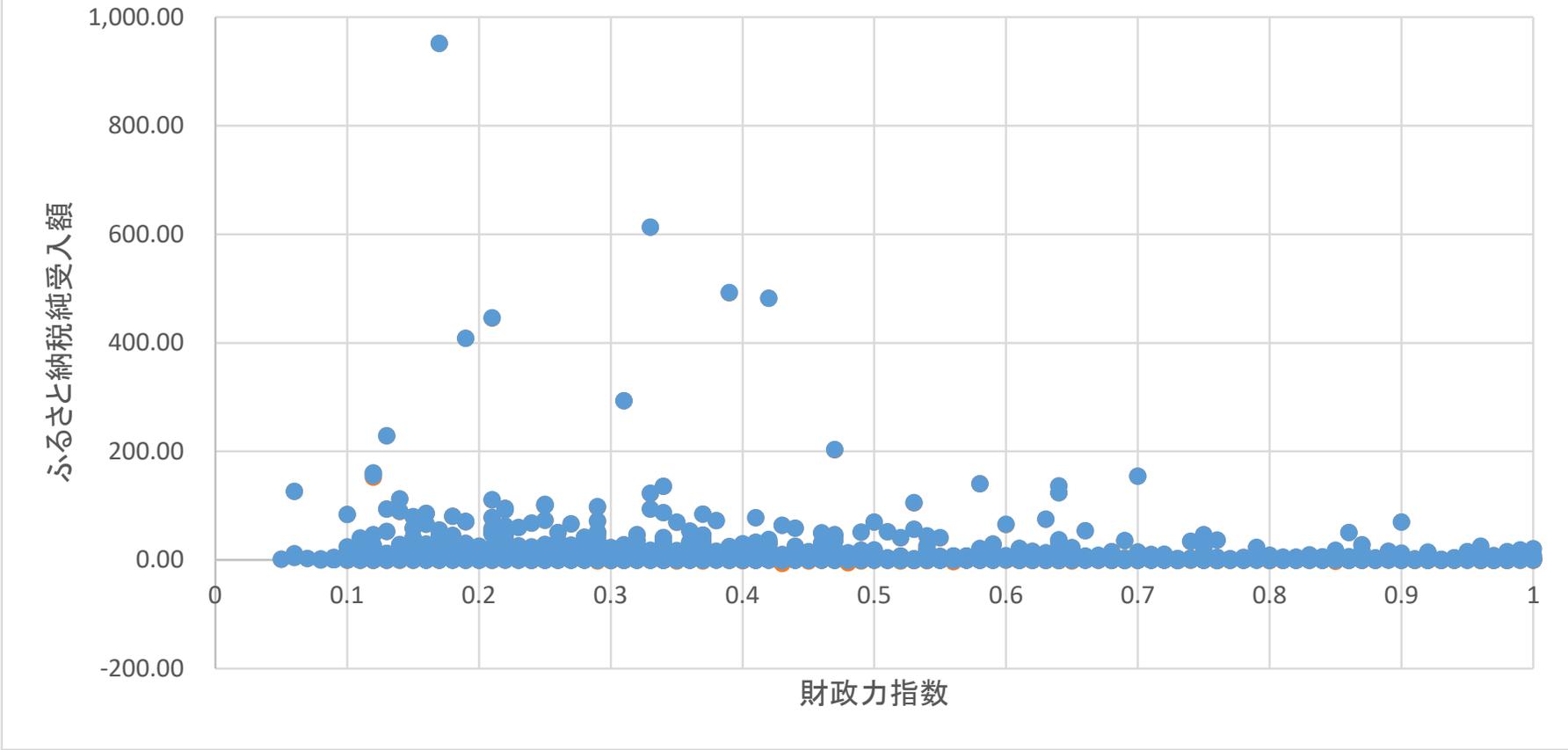
ふるさと納税と格差是正

- ふるさと納税は都市と地方の財政力の格差是正に寄与しているのか？⇒ふるさと納税でネット収支（寄付金－税金流出）が高いのは一部の自治体に限られる・・・
- 特産物の乏しい自治体は多くふるさと納税を集めていない・・・⇒誰の為のふるさと納税か？
- 寄附か格差是正か？
- ふるさと納税は格差是正として有効な手段か？



出所:総務省ふるさと納税ポータルサイト「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査について」

財政力指数と純受取額(一人当たり) 平成28年度



続かないふるさと納税（寄付）

- 平成23年度以降のふるさと納税額（受取額）の年度間相関関係
 - ✓ 相関関係が高いほど、今年の寄付額が多ければ、後年の寄付額も多い傾向
 - 平成23年度と翌年度との相関は0.44と比較的高い。
- 2年目以降になると相関関係は低下、直近の平成27年度に至ってはほぼゼロに等しい。
 - ⇒ 平成23年度にふるさと納税のあった自治体は継続的に寄附を受け取っていない可能性
 - ⇒ 安定的なサポーターづくりになっていない

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平成23年度	1.00			
平成24年度	0.44	1.00		
平成25年度	0.22	0.49	1.00	
平成26年度	0.08	0.18	0.48	1.00
平成27年度	0.00	0.03	0.16	0.57

ふるさと納税受入額

平成27年度

(単位:百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
宮崎県	都城市	4,231	288,338
静岡県	焼津市	3,826	138,903
山形県	天童市	3,228	181,295
鹿児島県	大崎町	2,720	63,731
岡山県	備前市	2,716	33,746
長崎県	佐世保市	2,648	115,534
長崎県	平戸市	2,600	46,736
長野県	伊那市	2,583	30,406
佐賀県	上峰町	2,130	95,763
島根県	浜田市	2,094	106,266
山形県	米沢市	1,958	29,162
千葉県	大多喜町	1,855	16,691
福岡県	久留米市	1,759	31,046
長野県	飯山市	1,722	65,798
北海道	上士幌町	1,537	75,141
佐賀県	小城市	1,484	46,222
宮崎県	綾町	1,380	84,949
山形県	寒河江市	1,372	56,233
高知県	奈半利町	1,350	63,377
北海道	根室市	1,290	56,607

平成30(2018)年度

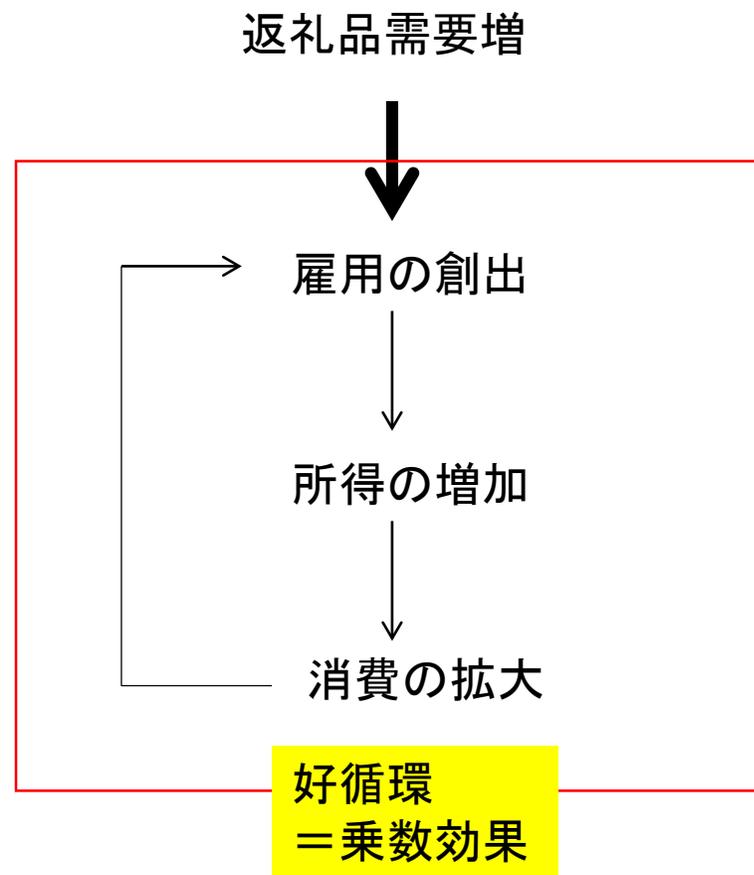
(単位:百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
大阪府	泉佐野市	49,753	2,502,250
静岡県	小山町	25,063	296,293
和歌山県	高野町	19,637	141,155
佐賀県	みやき町	16,834	227,850
宮崎県	都農町	9,627	585,450
宮崎県	都城市	9,562	638,544
大阪府	熊取町	7,640	68,386
茨城県	境町	6,083	180,007
北海道	森町	5,909	498,334
佐賀県	上峰町	5,318	303,083
和歌山県	湯浅町	5,038	400,384
北海道	根室市	4,957	314,041
福岡県	行橋市	4,449	47,820
岐阜県	七宗町	3,769	116,289
高知県	奈半利町	3,746	265,977
福岡県	上毛町	3,702	326,938
北海道	八雲町	3,681	316,739
山形県	寒河江市	3,511	157,591
佐賀県	唐津市	3,443	305,223
鹿児島県	志布志市	3,271	164,295



参考：ケインズ政策としての地域経済活性化

- 有効需要の源泉
 - 従前＝公共事業
 - 近年＝環境・防災、社会保障、ふるさと納税・・・
 - 市場経済の自律的な循環・拡大に繋がる
とは限らない
- ⇒源泉が滞れば、経済も落ち込む＝依存体質を助長
- ふるさと納税に支えられた返礼品は新たな公共事業？





ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表等

- ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表の両方を公表している団体が大きく増加している。
- 寄附者に対して、寄附金を充当する事業の進捗状況や成果について報告している団体が増加している。

公表の状況

		昨年度結果
受入額実績・活用状況(事業内容等)の両方を公表している	1,138団体(63.6%)	1,040団体
受入額実績は公表しているが、活用状況(事業内容等)は公表していない	417団体(23.3%)	450団体
活用状況(事業内容等)は公表しているが、受入額実績は公表していない	34団体(1.9%)	30団体
受入額実績・活用状況(事業内容等)のいずれも公表していない	199団体(11.1%)	268団体

寄附者への報告の状況

寄附者に対して、寄附金を充当する事業の進捗状況・成果について報告している	499団体(27.9%)	433団体
--------------------------------------	--------------	-------

○ ふるさと納税の募集に要した経費(平成30年度)の全団体合計額については、下記のとおり。

(単位:百万円、%)

区分	金額	受入額に占める割合	受入額に占める割合 (昨年度)
返礼品の調達に係る費用	181,415	35.4%	38.5%
返礼品の送付に係る費用	39,581	7.7%	6.6%
広報に係る費用	4,924	1.0%	1.5%
決済等に係る費用	11,210	2.2%	2.1%
事務に係る費用、その他	44,888	8.8%	6.8%
合計	282,018	55.0%	55.5%

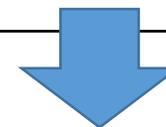
寄附の4割は返礼品の経費に消えている...

公共事業とふるさと納税

	ふるさと納税	公共事業
財源	都市圏の住民税・所得税	国税・建設地方債
支出対象	一部、返礼品購入	建設事業
受益者	<ul style="list-style-type: none">・受取自治体・返礼品事業者・寄付者	<ul style="list-style-type: none">・自治体・建設・土木事業者



(都市部)納税者も(直接の)
受益者であることが見直しを困難に



(都市部)納税者にとっては無駄・・・

見えない受益と納税者の反乱

- ふるさと納税 = 静かな納税者の反乱

⇒ 受益を感じない自治体の納税するより、返礼品目当てに寄附をした方がまし…

- ✓ 日本経済新聞(平成30年7月27日):「総務省は27日、ふるさと納税で控除される住民税が2018年度に全国で約2448億円になると発表した。前年度に比べて37%増えた。都道府県別では、東京都内の控除が約645億円で最も多い。その分だけ、都内の自治体の税収が他の道府県に流出していることになる。」
- 受益が見えないか、そもそも無いか、「何とかなる」と思っているか…
- 受益と負担(税)が連動しない現行の地方税の仕組み

何故見直しが難しいのか・・・

	通念	実態
ふるさと納税の理念	<ul style="list-style-type: none">・「ふるさと」への恩返し・頑張る地方を応援	<ul style="list-style-type: none">・返礼品目当ての寄附
地方分権	<ul style="list-style-type: none">・返礼品も地方自治体の「創意工夫」の一つ	<ul style="list-style-type: none">・横並び志向・強いられた返礼品競争
地域経済の活性化？	<ul style="list-style-type: none">・地元の特産物を都会に売り込む機会	<ul style="list-style-type: none">・補助金(特例控除)で支えられた地場産業・地元産以外も返礼品に

